本学校法人の今後の運営管理体制について

平成２０年　５月２９日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理事長　中島　範

調査結果を受けての学校法人の今後の対応、運営方針について

合同調査委員会及び法人独自の調査の調査結果を総合すると、今回の事件は、出入者を把握することができない総長室などにおいて行われた前理事長により引き起こされた言語道断の犯罪と言える。

しかしながら、大学および専門学校という教育機関内において複数回に及ぶ犯罪行為を防ぎ得なかったことは、学校法人および大学の管理運営体制に重大な瑕疵があったと言わざるを得ない。

本学校法人は合同調査委員会の調査結果及びその提言を真摯に受け止め、理事会が主導となり全学の教職員が一丸となって、このような事件が２度と起こらぬよう不退転の決意で取り組むこととした。

１　前理事長への今後の対応

教育の現場という最も清廉でなくてはならない場所において恥ずべき行為に及んだ前理事長は、教育機関の長として不適格者と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人としては法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等による復帰を認めることはありえない。

２　学校法人の今後の管理運営・執行部体制

今回の事件の背景の一つに、総長・理事長・学長という学校法人及び大学（教学・研究部門）の全ての権限が一人の人間に集中していたということがある。そのために運営母体である学校法人と教学・研究組織である大学の区分があいまいになり、法人の理事会も形式的なものとなって、十分に機能していなかった面があった。こうした点を重く受け止め、今までの体制を改革するため、学校法人茶屋四郎次郎記念学園理事長と東京福祉大学長とを分離し、理事長を中心とする学校法人の執行体制と学長を中心とする教学組織とを明確に区分した。また、大学と専門学校の運営組織についても、区分があいまいな教職員の兼任状況も明確に区分した。

今後の学校法人の管理運営体制については以下の策を講じることとした。

（１）理事会の機能強化

大学の信用が低下し、危機的状況下にあることを踏まえ、この機会に学校法人及び大学の管理・運営全般を見直すとの観点に立って形骸化している理事会機能の強化を図り、社会に開かれた理事会として大学の現状について各理事が情報を共有し、活発に議論し、当面の課題に迅速に対応し、大学の本来的使命である教育研究及び地域貢献を円滑に実施できる体制とする。そのため理事構成について、全理事９名のうち５人を本法人・大学以外の外部関係者（大学行政関係２名、企業・経済界２名、法務関係１名）とし、４人を本法人・大学の内部関係者（法人関係２名、教学関係２名）として、適切な人材を選出する。

（２）法人運営諮問会議（仮称）の設置

理事会とは別に、その諮問機関として理事長が召集する「法人運営諮問会議」を置き、当面集中的に開催する。その目的は、大学の運営母体としての学校法人の執行体制を確立・強化し、今回の事件によって失墜した信頼を回復し、今後どのように大学を運営していく

のか、さらに大学全体をより発展させ、より社会に貢献できるように、将来を見据えた運営方針を打ち出していくことである。

「法人運営諮問会議」は、理事長、常務理事のほか理事数名をもって構成し、必要に応じて学内外から有識者の参加を求めて随時開催する。「法人運営諮問会議」は、今回の事件により浮き彫りになった問題点の分析、大学の信頼回復とイメージ向上の方策、大学の教育研究基盤の整備と社会的貢献のあり方、法人の中長期的将来計画の策定およびその推進等の重要課題について、情報の収集・分析・企画立案・その推進等を検討し、円滑な法人運営のための土台づくりを担う。理事長は、この「法人運営諮問会議」における検討をとおして、学校法人及び大学全体の経営状況を的確に掌握し、検討した事項を理事会に諮り、法人の運営責任を担うものとする。

3　東京福祉大学の今後の管理運営体制

（1）大学運営連絡会議の設置

今回の事件の処理等当面の諸問題について、情報を共有し、諸問題の解決方策を検討するものとして、学長の下に、学部長、短大部長、研究科長、事務局長、各課長及び学長の指名した者で構成する「大学運営連絡会議」を設置した。この会議には法人との連携を考慮して、法人の常務理事をオブザーバーとして加えて諸問題について意見の交換を行っている。

（2）教育研究評議会（仮称）の設置

大学の社会的使命は、優れた人材の養成と学術の発展に貢献することにある。そのため大学は、学校法人と連携を図りつつも、自立して活動できる体制とする。具体的には大学は、学長及びその補佐による集団指導体制とする。また、大学に「教育研究評議会」を新たに設置する。「教育研究評議会」は、大学における最高の審議機関であるが、法的には学長の諮問機関として位置づける。「教育研究評議会」の構成は、学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長及び専任正教授から選出された若干の評議員で組織する。

（3）事務組織の機能強化

大学の教学部門と平行して事務部門を強化する。具体的には事務局長を中心とする組織的な事務体制を構築する。事務組織は、大学の教育研究及び学校法人の事務について組織的支援し、大学及び法人の諸課題について、自立的に対応できる組織として強化する。

4　危機管理対策及びセクハラ対策を含む各種委員会の活性化

今回の事件について、学生・保護者、入学予定者・受験者、実習施設等への対応は迅速にできたとの評価を受けたことは幸いであったが、その他の対応については情報の一元化に手間取り、危機管理体制の不備が指摘された。そのため平成２０年度には、大学内に危機管理委員会を設置し、新たな危機管理体制を構築する。

また、今回の事件により学内のセクハラ対策が不十分であることが判明した。そのため今後は、セクハラ対策委員会を定期的開催し、全教職員・学生に対する勉強会・研修会や専門家による講演会開催、ポスターの掲示などの啓蒙活動に活発に取り組むこととする。また、セクハラ対策委員会の自主性・透明性を高めるために、外部からの第三者委員を加

えて、セクハラ対策を強化する。

なお今後は、学内の各種委員会についても、半年ごとにその活動状況を教授会に報告させて、その活動状況を検証することとする。

5　その他

今後とも、継続される合同調査委員会及び法人理事会独自の調査を踏まえつつ、理事会・評議員会・大学運営連絡会議・教育研究評議会・教授会（各種委員会を含む）が連携して、管理運営体制等の見直しを図り、課題の探求と改善につとめ、透明性の高い、一般社会から信頼される学校法人及び教育研究機関としての大学を構築していく。

前理事長・学長の事件に係る本法人の調査結果（概要）及び本法人の今後の管理運営について

平成20年6月27日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理事長　　中島　範

1　事件の概要

平成２０年１月２１日、本法人前理事長・前大学総長学長中島恒雄が、強制わいせつ容疑で逮捕された。容疑は平成１９年２月２３日東京池袋の大学総長室において、中島恒雄が経営する別法人の専門学校の女性教員（４１歳）に対するものであった。その後、強制わいせつ容疑で３回逮捕された。４回の逮捕事件は強制わいせつ罪で全て起訴され、中島恒雄は東京地裁の公判において、すべての事件について起訴事実を認め反省の念を示している。

本法人及び大学は、今回の事件を厳粛に受け止め、事件の再発防止に向けて、大学と専門学校が１月２４日「合同調査委員会」を設置した。また、事件に関わる法人独自の調査のために、学長直属の委員会を設置した。以下は、この合同調査委員会の調査結果の概要と、本法人の独自の調査を踏まえて、本学校法人の今後の管理運営についての方針を明らかにしたものである。

第一部　調査結果（概要）について

合同調査委員会は、委員長（大学教員：女）、副委員長（大学教員：男）、委員５名（大学教職員２（女）及び専門学校教職員３（女２・男１）の計７名で構成し、調査目的は「大学の管理運営に問題はなかったか、セクハラ委員会の活動に問題はなかったか、今回の事件以外にセクハラ問題はなかったか」を検証することである。学長直属の委員会は、学長を含む５人で構成され、聞き取り調査により事件に関連した経緯を明らかにする。

1　調査結果

1）大学等の管理運営について

大学の管理運営に関する事項は、法人全体の問題でもあり、後述第二部の「本学校法人の今後の管理運営・執行部体制について」に含めて記載した。

2）セクハラ対策委員会の活動について

大学のセクハラ委員会には、平成１２年以来これまでに女子学生から２件の相談があり、調査の結果はいづれもセクハラに該当していなかった。また、女性職員からセクハラの被害相談が１件あったが、被害女性は告発するにいたらなかった(加害者は本学非常勤講師)。

なお、専門学校では、セクハラ対策委員会が平成１９年４月１日に設立されているが、設立以降これまでに、今回の事件を含めて、セクハラの被害の申出や相談等は１件も無かった。

3）セクハラ調査の結果について

学長直属の調査委員会による事件に関わる調査の結果、４回の逮捕に関わる５人の被害者について、それぞれの直属の上司は、被害にあった事実を１月 21 日まで、まったく把握しておらず、被害者が総長室に入って行ったことも知らなかった。被害者の中には同僚に相談していた者もいたが、上司やセクハラ対策委員会には相談していなかった。

一方、今回の事件以外のセクハラについて調査をした合同調査委員会の調査結果では、大学は教職員２０８名中１９５名から、専門学校は３６４名中３０９名から調査票が回収された。内容は、懲戒に該当するようなケースは１件も見られなかった。相手に不快感を与えられたという種類の記載が若干見られたが、学内における、今後のセクハラについての広報、啓発により、十分に改善できるものと判断し、セクハラ委員会の活動強化に力を入れていくことにしている。

今後一定期間ごとに全教職員及び学生を対象としたアンケート調査を実施し、必要に応じて、第三者委員を加えて検証し、講演会等の啓発活動を実施し、二度とこのような事件が起こらないよう対応していく。

第２部　本学校法人の今後の管理運営・執行部体制について

合同調査委員会の調査、本学校法人独自の調査を踏まえて、このような事件の再発防止に不退転の決意で取り組むこと、また失墜した大学の信頼を回復するため、本学校法人の今後の管理運営・執行部体制について、理事会として次のとおり決議した。

１　前理事長への今後の対応

学校法人の理事長、学長として不適格と言わざるを得ず、罪状が確定し罪を償った後においても、本学校法人の理事長・理事及び大学の学長・教授等として復帰することを認めない。

２　学校法人の今後の管理運営・執行部体制

１）今回の事件の背景の一つに、総長・理事長・学長という権限が一人の人間に集中していたことを反省し、理事長を中心とする学校法人の執行体制と、学長を中心とする教学組織とを明確に区分した。また大学と専門学校の組織運営・人事について、大学学長と専門学校の校長を区分して明確にした。

２）大学の使命である教育研究と地域貢献を積極的に展開し、社会に開かれた大学として、理事会の理事構成方針を明確にして、全理事９名のうち５人を本法人・大学以外の外部者（大学行政関係２名、企業・経済界２名、法務関係１名）とし、４人を本法人・大学の内部関係者（法人関係２名、教学関係２名）として、適切な人材を選出した。

３）理事長の諮問機関として、法人運営諮問会議を設置して、大学の組織整備・社会貢献、法人の中長期計画の策定・推進等について審議検討し、円滑な法人運営のための土台づくりの役割を担う組織とする。会議は、理事長、常務理事のほか理事数名で構成する。

３　東京福祉大学の今後の管理運営体制

１）大学運営連絡会議を設置して、当面の諸問題について、意見交換・情報共有を図る場とする。学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長、各課長及び法人理事で構成する。

２）大学の重要事項を審議する最高の審議機関として教育研究評議会を設置する。教育研究評議会は、学長の諮問機関として位置付け、学長がリーダーシップを発揮して大学の管理運営に当たることができるように教学体制を強化する。教育研究評議会の構成は、学長、学部長、短大部長、研究科長、事務局長及び若干の評議員とする。

３）大学の事務部門を強化する。事務局長を中心とする組織体制を構築し、大学及び学校法人の事務を組織的に支援できるように強化する。

４　危機管理対策及びセクハラ対策

学内に危機管理委員会を強化し、新たな危機管理体制を構築していく。

また、学内のセクハラ委員会について女性講師を委員長に配置し、再編を図った。セクハラ委員会は以下の方針で活動を行なっている。

1) 今まで学内に適切に配置されていなかった相談員についてセクハラ委員を中心に配置した。また、セクハラ委員会は今後苦情相談に対する調査も徹底して行なうこととした。調査に当たっては、必要に応じ外部の調査委員招聘も検討することとした。７月の第１週には、全学教職員への相談窓口ならびにセクハラ委員会の役割等についての周知徹底を図る予定である。その他の委員会活動状況については、随時教職員に公開していく。

2) 教職員への啓発を諮るため、セクハラ防止の学内掲示ポスターの作成を開始している。また、秋期にセクハラ防止のための講演会を予定している。

3) 本学のセクハラ防止に関する規定を見直し、修正作業を開始している。